

平成十七年政令第二百六十九号

有限責任事業組合契約に関する法律施行令
内閣は、有限責任事業組合契約に関する法律
(平成十七年法律第四十号)第七條第一項第一号
及び第二号の規定に基づき、この政令を制定す
る。

(その性質上組合員の責任の限度を出資の価額
とすることが適当でない業務)

第一条 有限責任事業組合契約に関する法律(以
下「法」という。)第七條第一項第一号に規定
するその性質上組合員の責任の限度を出資の価
額とすることが適当でない業務として政令で定
めるものは、次に掲げるものとする。

一 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三
号)第二條第一項に規定する業務

二 弁護士法(昭和二十四年法律第百二十五号)
第七十二條本文の規定により弁護士又は弁護
士法人でない者が行うことができない業務

三 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七
号)第三條第一項に規定する業務

四 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二
百二十八号)第三條第一項に規定する業務

五 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第
一條の二に規定する業務

六 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二
号)第一條に規定する業務

七 税理士法(昭和二十六年法律第百三十七
号)第二條第一項及び第二條の二第一項に規
定する業務

八 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八
十九号)第二條第一項第一号から第二号まで
に掲げる業務

九 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第
四條第二項、第五條第一項、第六條及び第六
條の二第一項に規定する業務並びに同法第七
十五條の規定により弁理士又は弁理士法人で
ない者が行うことができない業務

(組合の債権者に不当な損害を与えるおそれが
ある業務)

第二条 法第七條第一項第二号に規定する組合の
債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務
として政令で定めるものは、次に掲げるものと
する。

一 当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百
四十四号)第二條第一項に規定する当せん金
付証券の購入

二 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)
第六條第一項及び第二項(同法第二十二條に

おいて準用する場合を含む。)の勝馬投票券
の購入
三 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九
号)第八條の車券の購入
四 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二
百八号)第十二條の勝車投票券の購入
五 モーターボート競走法(昭和二十六年法律
第二百四十二号)第十條第一項及び第二項の
舟券の購入
六 スポーツ振興投票の実施等に関する法律
(平成十年法律第六十三号)第八條第一項及
び第二項のスポーツ振興投票券の購入

附則抄

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十七年
八月一日)から施行する。

附則(平成一七年一月七日政令第三
三七号)

この政令は、不動産登記法等の一部を改正す
る法律の施行の日(平成十八年一月二十日)か
ら施行する。

附則(平成一九年三月三十一日政令第一
一八号)抄

この政令は、平成十九年四月一日から施行す
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各
号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中地方財政法施行令附則第二條第一項
第四号の改正規定(「第十條第一項」を「第十
五條第一項」に改める部分に限る。)、第二條か
ら第四條まで、第七條及び第十條の規定 平成
二十年四月一日

附則(平成一九年九月一四日政令第二
八七号)抄

この政令は、法附則第一條第二号に掲げる規
定の施行の日から施行する。ただし、次の各号
に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行
する。

一 略

二 第二條、第四條、第六條、第八條、第十條、
第十二條、第十四條、第十六條、第十八條、第
二十條、第二十二條、第二十四條、第二十六
條、第二十八條及び第三十條の規定 法附則第
一條第一号に掲げる規定の施行の日

附則(平成二五年七月二六日政令第二
二二号)

この政令は、改正法の施行の日(平成二十六
年四月一日)から施行する。

附則(令和三年一月二四日政令第三
四四号)抄

第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する
法律(以下「改正法」という。)の施行の日
(令和四年四月一日)から施行する。